

中東情勢に関する関係閣僚会議の開催について

〔 令和 8 年 3 月 23 日
内閣総理大臣決裁 〕

1. 現下のイラン情勢を受け、関係行政機関の緊密な連携の下、中東情勢に関する情報の収集・共有・提供を適切に行うとともに、中東地域の航行の安全、エネルギーの安定供給等の確保を図るため、中東情勢に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房長官
構成員	外務大臣
	農林水産大臣
	経済産業大臣
	国土交通大臣
	防衛大臣

3. 会議の庶務は、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前三項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1. この規程は、令和 8 年 3 月 24 日から実施する。
2. この規程の効力は、閣僚会議等の開催等に係る規程の見直しについて（令和 8 年 1 月 20 日内閣総理大臣決裁）第 1 項から第 3 項までの規定の例によるものとする。